# 会 議 録

			所管課	総務課	
会議名 (審議会等名)	平成304	平成30年度第4回嬉野市政治倫理審査会			
開催日時	平成314	<b>丰2月14日</b>	(木) 1	5:00~1	6:37
開催場所	嬉野市中央	央公民館(塩	田公民館)	2階 大集会	室
傍聴の可否	<u> </u>	不可 •-	-部不可	傍聴者数	40人
傍聴不可・一部不可 の場合はその理由					
	委 員 山下義昭委員、吉田一穗委員、江口勝則委員、 光武英文委員、渕野美喜子委員				
出 席 者	事務局総務企画部長、総務課長、総務課副課長				
	その他				
会議の議題	別添「平成30年度第4回嬉野市政治倫理審査会資料」次第のとおり				
配布資料	別添「平成30年度第4回嬉野市政治倫理審査会資料」のとおり				
審議等の内容	別紙のとおり				

			所管課	総務課
議題	1. 開会			
内 容	事務局よ	り開会を行った。		
審議経過	議長	っている。傍聴人にお りいただくようお願い 席を命ずる場合がある	聴者にお願かれては受 する。なお のでどうよ	いがある。本日の会議は公開で行付で配布した注意事項を必ずお守、お守りいただけない場合には退ろしくお願いする。 聴者には前回同様に許可しないこ
その他	聴規則の例は	こよることと規定してお	3り、嬉野市	例施行規則第5条に嬉野市議会傍 議会傍聴規則第2条の規定により 人を超えた傍聴者数となった。

			所管課	総務課
議題	2. 議事(1)第3回審査会の内容確認			
内容	嬉野市政治倫理条例施行規則第4条第1項の規定により、吉田会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。 ※別添「平成30年度第4回嬉野市政治倫理審査会資料」資料1			
	議長	は有効に成立している	0	は委員全員の出席があるので会議 内容確認」を行う。事務局から説
審議経過	事務局	ご覧のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	回とのらでだかか者。、なた名とつ審違審を補れ事いかどで資茶りいにいい査反会確申。局。審かくがプそい茶こはへるの認し に 議にと出口のう師と直市か	入れ書について審議が行われ、請 依頼された事項について、事務局

		言内容に沿った形で作成しているのでご確認いただきたい。委員から議事録の修正があれば、訂正し、なければこのままで前回取り扱った会議資料と合わせて、議事録を公開することとする。
	議長	ただいま、事務局から説明があったが、委員の皆様から議事録の 内容についてご意見はないか。
	委員	大したところではないが、私の発言と思うが、資料1の11ページの下から2行目で、「さりげなく広がっていく」は「際限なく広がっていく」という発言に間違いないので、「際限なく」に訂正をお願いする。
	議長	委員の発言と思われる箇所で11ページの「さりげなく」は「際限なく」ということ。こちらはおそらく文の流れからして明確な誤りであり、ここは訂正をお願いする。 他の委員の方から意見はないか。特に意見はないので、このまま議事録を公表することとする。修正の方は事務局でお願いする。
その他		•

			所管課	総務課	
議題	2. 議事(2)審査会から事務局への依頼事項について				
内 容	り、下記審	嬉野市政治倫理条例施行規則第4条第1項の規定により、吉田会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。 ※別添「平成30年度第4回嬉野市政治倫理審査会資料」資料2			
審議経過	議長事務局	題とする。前回の会議 会からの提案資料を事 の回答を求める。 前回の審査会で関係 があったので、事務局 述書を資料として提出	で、審査会 務局に依頼 人からの陳 から関係人 している。	務局への依頼事項について」を議 として欲しい資料について、審査 した。これについて、事務局から 述書を出してもらいたいとの依頼 に依頼し、資料2として3名の陳 また、本日の審査会へ市長が出席 都合上、3時半ごろになるのでご	
その他					

			所管課	総務課
議題	2. 議事(3) 疑義内容にかかる審議			
内 容	嬉野市政治倫理条例施行規則第4条第1項の規定により、吉田会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。			
	議長	まず今回の配布資料	のうち、審 追加資料、 でに皆様に の件につい	て議題とする。
	事務局 大丈夫である。 議長 本日は市長にご意見というか、今回の件について、こちらから質問で調査をさせていただくが、その前に議論していくことはないかもう市長をお呼びしてお話を聞いてよいか。			
審議経過		*特に委員から意見 報道関係者による		長が入室。冒頭に会長の許可でが行われた。
	議長	伺いますが、先に私の いましたら、委員の方 ていただきます。 早速ですが、今まで	方からお話 々から追加 市長側から	申します。今日はいくつかお話を を伺って、足りないところがござ で聞いていただくという形にさせ 弁明書、陳述書を出していただい 認されて間違いないということで
	市長	はい、そのとおりで	す。	
	議長	では、私の方からい	くつかお尋	ねいたします。今回の問題視され

	ている会食が平成30年7月9日とのことですが、この日の前後についての市長の行動について簡単に確認いたします。まず、7月9日にこの会食に行く前の市長の行動なんですが、記録上、まず朝一で佐賀を出られて、その後セグウェイジャパンの方を視察されたということですね。
市長	はい、相違ございません。
議長	空港からセグウェイジャパンまではどの様な経路で行かれたので すか。
市長	車でまいりました。T氏の車で同乗する形で職員と合流をしてまいりました。
議長	個人名はイニシャルでお願いできればと思っております
市長	はい。
議長	セグウェイジャパンでは、東京ベイコート倶楽部の会員であるT 氏、もう一人がK氏で女性の方も一緒に視察されたんでしょうか。
市長	はい、相違ございません。
議長	この時点で市長はこのお二人と面識はありましたか。
市長	その時に初めてお会いしました。
議長	このお二人については、市の職員の方からどういう方と聞いてい たんですか。
市長	以前、嬉野にお越しいただいて東京で会社を経営されている方と いうことで、もう一人の女性の方は嬉野の出身であるという風にお 伺いしております。
議長	セグウェイジャパンまで行かれる車の中ではどのようなお話をさ れたのか覚えていらっしゃいますか。
市長	そうですね、これから行くことでもありますので、そういったど ういうものができるのか、嬉野に来ていただいた時にどういう所に

	行かれましたかとか、そういった話をしながら、また、雑談では、
	占いとかそのような話をしたと記憶しております。
議長	市の職員とそのお二人の関係については何か話題に出ましたか。
市長	以前嬉野に来られた時に案内をしたと、その程度は聞いておりま した。
議長	セグウェイジャパンの視察の時間はどれくらいでしたか。
市長	そうですね、だいたい2時間から3時間、打ち合わせを含めると それぐらいじゃないかなと思っております。
議長	7月9日のセグウェイジャパンに行かれる行程が決められた時点で、それ以降の予定はどのようになっていたのですか。
市長	特にその時点では決めておりませんでした。
議長	もしも東京ベイコート倶楽部の会食に行かなければ、どのように したとお考えですか。
市長	一緒に来た職員とそこら辺の居酒屋か何かでちょっと反省方々と かそういったところは頭の中にはあったと思います。
議長	東京ベイコート倶楽部で会食があるということを聞いたのはどの タイミングだったのか教えてください。
市長	視察の帰りの車中で知ったと認識しております。
議長	それはどなたからの誘いだったのか覚えていますか。
市長	本市の職員の誘いです。
議長	どういった趣旨、内容の会食と聞いていましたか。
市長	嬉野に来ていただいており、嬉野に興味を持っていただいており、 他にも色々な形で交流のある方、嬉野市出身の女性の方を中心とす るそういうネットワークの方が参加をされるという風に聞いて、そ の辺の詳細をさらにお尋ねをしますと、有名な著名な漫画家の方も

来られるということでありましたので、そういった風に聞いており ます。 議長 何人ぐらいの方が来られると聞いていましたか。 規模はその時点では把握していませんでした。 市長 セグウェイジャパンで一緒のT氏とK氏は居るということは聞い 議長 ていらっしゃったんですか。 そうですね、帰りの車中でもありましたので、この人達も含めて 市長 一緒に参加ですよという事でありましたので、その短い時間ではあ りますけど、視察の間でもとても良い方でもいらっしゃいましたし、 良い印象を抱いていましたので、そういうことであればということ でその様に認識しておりました。 議長 会食の場所は東京ベイコート倶楽部という所だと知ったのはどこ のラインですか。 市長 その車中の中でお台場の方面ということで、そこはどこかという ことで、その名称を聞いたところであります。 市長がそれまでその会場に行ったことはありましたか。 議長 市長 いいえ、一度もございません。 市長としてはこの会食に参加しようと決めた一番の理由は何でし 議長 たか。 市長 やはり嬉野に興味を持っていただいているという事でありました ので、まさにトップセールスというところもありましたし、また、 著名な方もいらっしゃいますので、なかなか市の通常業務では会わ ない業態の方だということも何となく察しましたので、そういうこ とであれば、見聞を広めるためということも併せて参加をするとい う風に決めたわけでございます。 今回の会食に参加されています著名な漫画家の方、この方はT氏 議長 と知り合い、それとも、市の職員と知り合い、どちらのどういう認

識でしたか。

市長	ちょっとそこまではですね、知り合いの知り合いかもしれないしぐらいのところではありますけど、いずれにしても、参加をされるということでもありますし、社会的にも一定の評価を得ていらっしゃる方だと認識しておりましたので、そういった妙なつながりではないだろうとは考えていました。
議長	今、妙なつながりではないだろうという風に思われたとおっしゃられたんですが、それは今回の会食が市の職員を介してだったからという一つの理由ですか。
市長	まあ、そのへんはあろうかと思います。
議長	会食について会費の有る無しであったり、あるいは何か負担する ものについてなんですが、事前に尋ねたことはありましたか。
市長	事前には私の方からは尋ねておりません。
議長	実際に東京ベイコート倶楽部に行かれて建物の印象はどうでした か。
市長	そのへんの建物に関しては、とても立派な建物だなという認識を 持ったところでございます。
議長	その会場には先に市の職員が入っていらっしゃったんですか。
市長	市の職員が先に入っていたようです。
議長	市長がその場に入られた時に他に何人ぐらいいらっしゃいました か。
市長	入った時点では全ての参加者が揃っていないような状況でもございまして、だいたい4名か5名だったという風に思っております。
議長	その場に市長が行った時に初対面の方々も多くいらっしゃったと 思いますが、嬉野市の市長であるという認識を持たれて出迎えても らったという意志はありますか。
市長	車中でお会いした2人については当然知っているかと思います

	が、1名ほどは市長ですかという反応もされた様であります。
議長	当日は市長を含めて11名その場に居合わせたということなんで すが、結局どういう方々の集まりだという風に最終的には思われま したか。
市長	ITからそういったサブカルチャー系の出身とするコミュニティではないのかなと理解をしたところです。
議長	市の職員がアニメ関係のクリエイターの方々の場に居るということについては、どういう理由から市の職員がこういう場を知っていると思われましたか。
市長	色々そういった人脈を個人で広げているものだろうと思っており ました。
議長	市長もご存知かも知れませんが、その時の様子というのが写真の 画像としてアップされていたりしていますが、市の職員が泡風呂に 入ってバスローブを身につけていたというのは目撃されています か。
市長	声の上がる方に行ってみたら、そういった風になっていたという ことで、自分の中で目撃しております。
議長	市長も泡を手にしている写真がアップされていますが、それはど ういったきっかけから応じたのですか。
市長	何かボコボコと上がっていたので、これはどういうものかなと思って、手に取っていく中で、ふと、その辺で吹いたということではあります。
議長	市の職員のそういった行動に対して何か市長として思ったことは ありますか。
市長	そうですね、そのへんについては、色々と内輪の中でもあります ので、色々とそういったのりというところで乗っかかっている部分 もあるのかなという風には思ったところです。
議長	その日、市の職員は宿泊されていますよね。

市長 はい。

議長 それについて市長は何かお考えはありますか。

結果として宿泊したということは、あまりよろしいことではない 市長 という風に考えております。

議長 その日の会食が終わった後、記録によると、市長はその日の夜中 11時半頃会場を後にされていますが、その日の出席者と連絡先を 交換したということはありますか。

そうですね、女性のK氏とは視察の帰り道に連絡先をSNS上を 通じて当日の視察写真を送っていただいたということで、自動的に そこは交換をした形にはなると思いますし、それぞれ名刺交換をさ せていただいておりますので、一応、そのへんはそそれぞれオフィ スの連絡先を含めてしてるんだという風に認識をしております。

名刺交換以降に実際に連絡を取った方はこのK氏ぐらいですか。

そうですね、他は特に、その後SNSの友達としてつながったと いうことはありますけど、直接そういったダイレクトのメールのや り取りというのは他の方とはしていないという風に思っておりま す。

K氏とのメールのやり取りは、どういったやり取りがあったので すか。

昨日のお礼ということで翌日しましたし、また、数日後に何か面 白い景観があるような所はその写真と共に送られて来て、あ、そこ はすごいですねって話で、やはり嬉野のまちの課題として、嬉野に 来たぞという一つのキラーショットと言いましょうか、そういった 象徴的な風景というものがあったらいいですね、といった雑談はし ました。

会食の場で茶師プロジェクトという名前は出た記憶はあります か。

市長 一切ありません。

市長

議長

市長

議長

市長

議長

議長

会食後7月9日以降にKさん以外の方から何かお礼の連絡とかは なかったんですか。

市長

特に無いという風に思っております。

議長

市の職員からその会食以降にその会食に出席した方々とその後何かお付き合いがあるような話は出てなかったですか。

市長

それ以降全く聞いておりません。

議長

報告は受けてないですか。

市長

はい。

議長

私からは以上です。他の委員の方々からご質問があれば、どうぞ。

委員

2点ほどお伺いしたいと思いますが、1点目ですけど、会合と言いましょうか、会食に行かれた時に、申請書の写真に載っていますが、それぞれに席を設けている形ではなくて、料理とかビュッフェ方式ですが、それを皆で取るということですか。

市長

最初は座る位置はあると思いますが、指定席という形ではありませんので、色々な話の流れで移動をしておりましたが、そういう認識で差し支えないという風に思っております。

委員

もう1点、これはお考えを聞くということになりますが、そもそも会合に出席した動機が、嬉野をアピールしたいという話でありまして、特に今日は地方自治体はいかに自治体力を高めていくのかというのが、どこの自治体でもあるというのは間違いないと思います。そういう意味で、人脈を広げ嬉野を売り込むということは重要なことと思いますけど、一方、今回これが正に問題になっていますけど、政治倫理条例が求める倫理基準の抵触ですね、つまりは、相手方との距離の置き方、係わり合いについて、市長として何かお考えはありますか。

市長

そうですね、私もなるべく皆さんと近い所で親しみやすさを打ち 出すことも市の魅力をアピールすることと思っていましたので、そ のへんは、少し若くしてなっているということもありますので、な

るべく皆さんと波長、アンテナを合わせるという努力もしなくては いけないとは思ってはおりましたけれども、やはり、今回こういっ たことで誤解を招きかねないということも一つの教訓として、私の 中でもしっかり胸に刻まなくてはいけませんので、そのへんは、今 後については、しっかり吟味、熟慮する必要もあると考えておりま す。 委員 確認です。会食の時に茶師プロジェクトの話は出なかったととい うことですが、今現在では茶師プロジェクトとはどういうものかご 存知ですか。理解されていますか。 この請求があった後に、当然、市の職員が目をとおす訳でありま 市長 すので、こういったものの議事録と言いますか、そういう提案書と いうようなものはできたとは思っておりますが、そこの中身をしっ かりと見る限りは、事業提案とは程遠い内容だと考えております。 委員 茶師プロジェクトというライン仲間がライン上で嬉野の茶師を題 材としたアニメ制作のことが書かれていますが、嬉野市ではそのよ うな制作の計画があるのですか、ないのですか。 市長 一切ありません。 セグウェイジャパン視察の日程はいつ聞きましたか。 委員 市長 本当に出張の前の7月に入ってからではないかなと思っておりま す。 職員から視察に行きませんかと決まったという報告はいつです 委員 か。それは覚えてないですか。 市長 7月の上旬、7月2日か3日ぐらいだったと思いますが、職員自 体はその前から予定を決めていたようでしたけど、どうですかとい うことで、それは、新しい嬉野市のためにも、直接私も見たいと言 ったところであります。 職員から会食に誘われた時に、少し失礼な言い方になるかも分か 委員 りませんが、会員制リゾートホテルは外部と遮断されております。 市長が参加される情報が漏れることはありませんと言われました

市長

一切ありません。

委員

これだけ市民の方に不安や困難を招いたということで、今後、市 長はどの様にしていきますか。市長自身としてどのようにして責任 をとられるのか具体的にお聞かせいただければと思います。

市長

今回の件で、会食の事実に加えて、憶測や風聞も加えて拡散したということで、嬉野市や嬉野市役所に対するイメージを損なう事態を招いたということは、私の不徳の致すところでもあると思いますし、そのへんについては、しっかりと責任をとっていく所存でございます。そういった中で今後、色々と新幹線事業も含めて大型事業が控えておるわけであります。一点の曇りも無いように、そういった契約の成立過程についてもしっかりと透明性を今まで以上に確保しながら、慎重に市民の方にしっかりと説明をしながら進めていく、そのような中で市民のご期待に答えていきたいという風に考えておるところでございます。

委員

当日の会食時には茶師プロジェクトというメンバーの方が来られていたと思うんですけど、積極的に動いておられる方がKさんで、そして、もう一人女性の方がずっとアニメの原案を作られていて、それを嬉野市に対して送られていたんですが、会食の場でアニメの原案など嬉野市の内容をお話されていたんでしょうか。

市長

嬉野茶を題材にしたというようなアニメ制作というような話はそ の時点で一切私は関知をしておりません。

委員

その場では茶師プロジェクトの話は全く無かったということでよろしいでしょうか。

市長

はい。

議長

他よろしいでしょうか。

委員

市長にお願いがあります。これはお願い事ですが、今回の審査請求と説明会開催請求の資料を見る限りは、どうも議会の運営とか執行部とかの関係、それと平成30年9月に旅館の社長さんとかの話し合いがあっていますよね、その後、市長は何もされていないということが見受けられますが、そういうことが今回の発端になったと

資料からみると、10月(9月)議会とかまずかったとか考えられるんですが、そこらあたりをもう少ししっかりとしていただかないと、われわれ市民としましても、嬉野市民ですので、議会と執行部は両輪ですから、そういうところをしっかりとしていただいて、良い嬉野市を作っていただきたいと思います。執行部が欠けてもいけないし、議会も欠けてはいけない。そこらあたりを上手くやっていただいて、良い嬉野市を作っていただきたいというのが私のお願いであります。これは市長への要望です。

市長

お答えはよろしいですか。

委員

是非していただければと思います。

市長

はい、分かりました。

議長

最後にですが7月9日のそうそうたる顔ぶれ、都内で比較的著名な漫画家、あるいは事業者が集まっているということは、会食のどっかの段階で把握されたような感じがするんですけど、この方々が要はKさん、あるいは市の職員とどういう関係なのかということについては深く聞かなかったのですか。

市長

そのへんは、本当に嬉野に来た時に知り合いになってという形で 職員が個人的に築き上げた人脈の仲であると考えております。

議長

他よろしいですか。それでは、どうもありがとうございました。これで以上となります。

※市長への聞き取りが終了し、市長は退室

議長

ただ今市長からの発言、回答があったが、今回の政治倫理審査会の目的としての条例違反があったかなかったかについて、なおまだ調査が必要と思われる項目はあるか。

委員

私はありません。

委員

今回の件が第2回審査会で決まった判断基準、国家公務員倫理規程であるが、これを前提にするなら、私はここを判断できる材料が出揃ったと思う。

議長

追加の事実確認はもう必要十分ということでよろしいか。

委員

はい。

議長

それでは、現時点までに出されている資料、あるいは市長の発言を踏まえて、今回、条例に違反するかどうかの判断基準として、政倫審で利害関係者にあたるか否か、あるいは社会通念上相当な供応接待の程度を超えていないかどうか、そのあたりが、判断の一つのポイントになろうかと思うが、そのあたりについて、今までに出てきた事実からどのように判断されるのか、ご意見はあるか。

委員

まずは利害関係者にあたるかどうかというところからであるが、 茶師プロジェクト、ライングループであるが、これが利害関係者に あたるかどうか、このあたりから順番に見ていければと思う。この 利害関係者については、国家公務員倫理規程の質疑応答集で詳細に 規定されているが、本件でこの利害関係者の問題になりそうなのが、 国家公務員倫理規程第2条第7号で、これは、国の支出の原因とな る契約、これは嬉野市が契約する過程においてということになるが、 利害関係者にあたるかについては、解説で言うと7ページにある。 契約に携わる仕組みの説明がされているが、この契約に関して利害 関係者になるというのは、契約を締結している事業者等、契約の申 込みをしている事業者等、これらの契約をしようとしていることが 明らかである事業者等という、そういう解説をしてある。これは、 利害関係者の範囲を検討する上ではやはり重要な指針であり合理的 な基準であると考えている。だから、本件もこの基準に従って判断 をするということが合理的であると私は考えている。そうした場合、 まず、これが当てはまるかどうかであるが、茶師プロジェクトライ ングループが利害関係者にあたるかどうかということが問題であ り、アニメ制作についての情報交換グループということは確かであ る。しかし、アニメなるものの内容がまだ確定しているものでもな く、漠然としたもので極めて抽象的なものである。こういうアニメ がありますのでどうでしょうか、あるいはアニメ制作として契約を できる状態とは判断しにくいというのが一点、そして、ライングル ープ仲間は著名な人、色んな人がいてアニメ制作関係者がいるが、 それを1事業者として見れるのかというと、一つのアニメについて 色々話をするグループにとどまっていると判断するのが合理的では ないかと思う。こういう事情であるが、契約の申込みをしようとし ていることが明らかな事業者等という、これにも当たらないという のが私の判断である。したがって、この茶師なるものが嬉野市の利

害関係、市長は契約に関して広い権限を持っているから、市長権限は問題ないと思う。しかし、果たして、相手方が嬉野市の利害関係者にあたるかといわれると、本件基準を参酌する限りはちょっとあたらないのではないかというのが私の判断である。

議長

他のご意見、あるいは同意見はないか。

委員

先ほどの解説書の7ページの下の方であるが、利害関係者となる者の範囲でア、イ、ウであるが、これらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等で、「明らかである」の意味については、「通常人としての判断力をもってすれば認識可能な状態を指す」とあり、先ほど委員からあったとおり、その当時の茶師プロジェクトの要するにアニメ制作の実態をみれば、明らかということでも言えないのではないのか、また、事業者にも該当しないのではないのかと私は思っている。

委員

今回出てきているKさんの陳述書と職員の陳述書を照らし合わせてみても、積極的にある程度の計画はされているが、具体的な提案の手伝いをする人はいませんでしたということを述べられている。職員に対しても話などは一度もしたことがないということ。また、女性のTさんであるが、ライン上に企画書の様なものをアップされているが、それに対しての意見とかを職員の方に求めたこともないということ。プロジェクトとしては、Kさんは正式な見積書や提案書などを提出したことはないということを言われているので、契約をしようとすることにはあてはまらないのではないのかと思っている。

委員

確かに茶師プロジェクトについては、まだ基本構想の段階であるということは資料の方から読み取れるが、基本構想でありながら、市とか市の観光協会とか茶協会とか、あるいは地元関係に、その制作費、資料によると1,500万円かかると、それを何とかスポンサーになっていただきたいということで、そういうところでは若干は進んでいたのかなと、それをどこまで認識していたのかということ。ただ、職員の方とのやり取りというのは出てきていないから分からないが、推測では、市の職員の方にはこういう基本構想については来ていたと、これが上につながったかどうかは疑問であるが、結果的に言えば、市長の第4条第1項(嬉野市政治倫理条例)には該当しないのではないのかと、今の時点ではそういう風に考えている

議長

今出た点で何か補足はあるか。

私としては、結論と言いうか、今まで出てきた証拠疎明資料関係 でどこまで客観的に認定できるのかと考えたが、判断の基準は最初 に委員から言っていただいた枠組みになってくると思う。実際、契 約の締結をしているのか、申込みをしているのかというところは事 実として確認できないので、そこに至る近いところまで来ているか にあたるかどうか、そこを(会食で)費用負担をされた方との利害 関係性になってくるかと思っている。それで、ここの事実は証拠か ら分かるのかなというところをいくつか挙げさせていただくと、昨 年平成30年4月22日に嬉野ツアーをきっかけにして、嬉野市の 茶師を主人公とするアニメ制作企画、茶師プロジェクトと題するラ イングループが形成された。茶師プロジェクトのライングループは、 アニメ会社ゲームソフトウェアデジタルコンテンツの会社代表者、 またその関係者及び著名な漫画家などで構成されている。その中に は嬉野市の職員も当初より1名含まれている。また、茶師プロジェ クトのグループには平成29年度に嬉野市と契約関係にある事業者 も含まれていた。それから、平成30年5月31日にこの同じライ ン上で議事録と題する文書がメンバーに共有されている。この議事 録は、茶師アニメの概要が記載されていて、更にスポンサーの選定 についてもふれられている。また、同じ年の6月には佐賀県嬉野市 役所様御提案書という茶師プロジェクトと題する資料がライン上で メンバーに共有されている。このラインのメンバーというのは、7 月9日の本件会食に参加した人達で構成されている。もう少し具体 的にみると、平成30年4月22日以降に茶師プロジェクトのメン バーで嬉野市を舞台にしたアニメ企画についての構想、これはやは りライン上で意見が出されていて、5月末頃にはメンバーの一部が 実際に都内に集まって意見を交わしている。その結果、議事録とい うものが作成されている。この議事録はスポンサーの一つに嬉野市 役所も挙げられている。また、嬉野市に対するプレゼン資料として、 先ほど述べた佐賀県嬉野市役所様御提案書茶師プロジェクトと題す る資料も作成されている。ここまでは様々な疎明資料からはある程 度間違いないのかなと私は判断した。こういった事実を踏まえた上 で考えてみると、まず企画内容については、嬉野市からお茶、ある いは茶師という着想をえてアニメ化やいわゆる聖地巡礼というもの による地域おこしという構想が可能性はおそらくあっただろうと私 は考えるが、佐賀県嬉野市役所様御提案書茶師プロジェクトと題す るプレゼン資料の中には佐賀県内の自治体を含む他の自治体のアニ メによる経済効果を指摘するにいとまっており、企画実現に向けて

の構想がこのプレゼン資料からは具体化しているとは考えらないと 思っている。また、その前の議事録には、スポンサー候補として嬉 野市役所が挙げられているものの、あくまでも考えられる複数候補 の一つという位置付けになっている。更に言うと、最近アニメによ る地域活性化という発想自体が比較的よく見かけられるもので、そ の構想があったから直ちに実現できるという風にはちょっと考えら れないかなと思っている。また、こういった実現に向けて嬉野市に 対して正式な企画書の提案がなされたという事実は無く、一方で嬉 野市の職員が常時企画を7月9日の会合前から知っていた可能性は あったんじゃないかと思うが、具体的内容のところは、見積書や提 案書これに準ずる提案というのはなされていない。また、市の職員 がライン上でプレゼン資料に対して特に反応を示していないところ からすると、嬉野市に対する茶師プロジェクトの正式な提案がなさ れたとは言えないという風に考えている。さらに、7月9日の会食 後に市の職員からライン上で「今回は村上市長も皆様と顔あわせ出 来たので、今後の動きもスムーズになることでしょう」という発言 があるが、この時点においては、おそらく会食のお礼という意味合 いも含めての社交辞令の範疇を超えるものではないんじゃないかと 考えた。こういったところからすると、少なくとも茶師プロジェク トの具体性という意味では、どなたかの陳述書には冗談だったと、 そういった書き方もあったが、そこまで可能性が低いものとは思わ ないが、あくまでも潜在的な利害関係性にとどまるのではないかと 私は考える。そうすると、結論としては、今回の会食で費用を主に 負担された茶師プロジェクトメンバーであるT氏が被請求者市長と 利害関係を有していたとは考えられないと私は思っている。

利害関係の該当性に関することで何か補足などないか。

委員 今述べられたとおりと思う。

議長 他に特に意見はないか。

委員 特別にはない。会長が言われたとおりだと思う。

議長 委員、よろしいでか。

委員はい。

議長 そうすると、こちら条例違反の判断する認定の枠組みとして、そ うであっても条例違反にあたる場合があるようなことは従前確認し ていたところではあり、それはどういうことかと言うと、社会通念 上相当と認められる程度を超えた供応接待があったか、これは市長 が負担をされた負担の金額の割合であったり、どういう振る舞いを されたのかとか、そういったところがポイントになると思う。これ について、お考えがあれば、委員の方からお願いできるか。

委員

ここの利害関係者以外からの禁止行為として、5条(国家公務員 倫理規程)があり、5条の1項で、「職員は、利害関係者に該当しな い事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社 会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益 の供与を受けてはならない。」これにあたらないかという問題かと思 う。その際、本件が供応接待にあたるのかどうか、あたるとしたら どの程度のものかという問題があろうかと思う。供応接待について は、3条(国家公務員倫理規程)に関する解説で、参考資料解説書 の11ページになるが、「供応接待とは、供応(酒食を提供してもて なすこと)と接待(客をもてなすこと)の両者を包括するものとし て用いており、供応については、単なる飲食物の提供でなく、一定 の席を設けて飲食物を提供する行為がこれに該当し、接待について は、他人をもてなすことを目的として行われる行為全般(温泉地等 への旅行、ゴルフ等のスポーツ等)がこれに該当する。」とある。供 応接待とは、通常は一席を設けてもてなすことであり、これと対比 的な使われ方が立食パーティーで、3条(国家公務員倫理規程)で 禁止行為の例外として、これは利害関係者にあたってもということ であるが、2項で「前項の規定にかかわらず、職員は、次の行為を 行うことができる。」として、その2号で「多数の者が出席する立食 パーティー(飲食物が提供される会合であって立食形式で行われる ものをいう。)において、利害関係者から記念品の贈与を受けるこ と。」、さらに6号で「多数の者が出席する立食パーティーにおいて、 利害関係者からの飲食物の提供を受けること。」というのが例外に認 めてよいという扱いになっている。それで、立食パーティーの定義 が13ページにあり、「「立食パーティー」とは、「飲食物が提供され る会合であって立食形式で行われているものをいう。」」と定義され ている。立食形式で行われるものであればよく、部屋の端に椅子が 置かれていても構わない。こういうものであればよい。立食パーテ ィーは、供応とは区別がされている。確かに、ここは考えてみたが、 下心があるときに人をもてなす時には当然席を一席設ける。本件の 場合は、料理はなかなかのものが出ているようではあるけど、これ はみんなでつつきましょうという、出てきた画像(写真)から見て も読み取れる。いわゆるビュッフェ方式である。特定の人をもてな すという形ではない。そうすると、そもそも利害関係者との間の供 応接待かはちょっと怪しい。さらに言うと、供応接待を繰り返し受 けると、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待を受け ることを禁止しているわけである。本件の場合は、会食の費用は計 算上は1人あたり1万円という資料が出されていた。金額としては、 そこそこのものではあるが、要するに会社の保養施設として、立派 な施設であるが、立食型のパーティーを開いた。そこに市長も招待 されているということが事実関係から認定できる。そうした場合、 5条(国家公務員倫理規程)でいう利害関係者には該当しない。も ともとの全体の費用をもった方が利害関係者というのは難しいとい うことになり、供応接待にはそもそもあたらないと私は思うし、仮 にここがグレーゾーンだとしても、社会通念上相当と認められる程 度を超えて供応接待を受けたとまではいっていない。少なくとも政 治倫理に違反する行為とまではいかない。さらに言うと、参考資料 解説書質疑応答集の9ページを見ると、立食パーティーというのが あって、問49で「立食パーティーにも提供される飲食物の費用に 幅があると思うがどうか」に対して回答が「立食パーティーであれ ば、提供される飲食物の費用の多寡は問わない。記念品についても、 パーティーの参加者全員に配布されるものであれば、利害関係者か ら贈与を受け取ることは許容される。なお、当該立食パーティー及 び記念品に係る価格が5千円を超えるときは、本省課長補佐級以上 の職員は贈与等報告書を提出する必要がある。」となっている。さら に問50で「出席者のほとんどが利害関係者であるような立食パー ティーであっても、利害関係者から飲食物の提供を受けることは、 禁止行為の例外として認められるのか。」に対して回答が「立食パー ティーであれば、出席者の構成にかかわらず、利害関係者から飲食 物の無償提供を受けること及び利害関係者から記念品を受け取るこ とが認められている。」という考え方になっている。立食パーティー 形式は供応接待と区別して、立食パーティー形式であれば、過度な 接待を疑われるようなそういうものではないと区別されている。

委員

利害関係者の中身については、3条(国家公務員倫理規程)で、 先ほど利害関係にはあたらないということになったが、利害関係者 以外の場合も5条(国家公務員倫理規程)の関係であるが、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り 返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又 は財産上の利益を受けること、これを禁止していることであり、繰 り返しの供応接待、また、社会通念上相当と認められる程度を超え た供応接待としては認められないのではと思う。 委員

利害関係者ではないということであれば、不当に繰り返しが無いということと、地位利用については、市長が参加するということは皆さん知っていなかったということで、紹介をされて、嬉野市長も来たんだなということでの会合になったと判断されるので、その点で2号(嬉野市政治倫理条例第4条第1項)に違反するまではいかないのかなと思う。

委員

NACの代表者であるが、その方の施設を利用されて、飲食物も提供されているので、そのへんは利害関係にはなるのかなと思ったが、一応、会場設営等の準備とかはTさんがされて、全部はKさんたちがされているので、直接的には社長(代表者)はかかわっていないのかなというのがあるので、先ほど委員が言われた判断でいいのではないのかなと思う。

委員

本件では、この会食が最初から予定されていて、市長を前提として招待をするという、そういう趣旨の会合ではない。職員さんが東京に来たのでもてなすという。この職員さんに関しましては、私もどうかなと思う。こういう泊まったり、接待を受けたりというのは問題があるのではないのかと思うけど、それは別問題であり、市長の政治倫理条例違反ということだけを考えると、供応接待等は一席を設けてもてなすことであるので、別の目的で予定されていた立食形式のパーティーに行きませんかということで、やってきた方は、もうちょっと考えてくださいと言うことはあるのかもしれないが、これを政治倫理条例違反とするのは、このことをもって市長としてはふさわしくないと判断するのはできないと私は思う。

議長

先ほどの委員の発言で分からないところがあるが、利害関係者が NACの代表者にはあたらないというご理解か。

委員

そうです。直接的には利害関係者にはならないと思った。これが施設の提供をされていて、あとは職員に対するお礼をしたいということでKさんが設営関係をされているので、利害関係者の供応接待といえるかどうかというところで、利害関係者には当たらないと思った。

議長

利害関係者にはあたらないが、次の段階の話として、供応接待が 社会通念上の度を過ぎたかどうかという点については、もう1回お 発言いただけるか。利害関係者にあたるかあたらないについいては、 あたらない。あたらなくても禁止行為といわれる場面がありそうだと、社会通念上繰り返しなされた供応接待であれば禁止されますよということ、社会通念上度を過ぎた供応接待というものがあったかなかったかについては、どう判断されるか。

委員

それは1回きりの会食で、繰り返しはなかったということでいいかと思う。

議長

そうすると、結論的にはどう判断されるのか。

委員

NACの代表者は利害関係者には該当しないと思う。

議長

なおかつ社会通念上相当と認められる程度の供応接待はないとい うことであるか。

委員

そうです。それはないと言えると思うが。

議長

分かりました。

皆様からご意見をいただいたので、先ほどの市長の意見であった ので、判断枠組は委員から指摘のあった社会通念相当と認められる 度を過ぎた供応接待があったかなかったかの判断が次のステージで 必要となる。供応接待という自体は、あくまでもその人をもてなし て、ある程度利益を享受できるような、そういう関係性を構築する 目的が正に供応接待である。通常もてなすというのは、やはり場を 設定して来ていただくわけですから。市長が来た段階で全員揃って いない。あとからばらばら来られているということは争えない。 それから、ラインのやり取りというのは、この7月9日の問題視さ れる前のやり取りであるから、ことさらに隠すことはないので、一 番のポイントの判断の柱になるんじゃないかと思うが、ここでも市 長が参加するかどうかについては、全くふれられていない。そうす ると、やはりその場で急遽市長に声をかけたら来ますよと言って実 現された会食かなという気がしている。逆に言うと、市長が来なく ても実現された会食だと思うので、これは問題視される供応接待で はないだろうと思っている。ただ、請求者が言うように、これが接 待かと言えば非常にグレーのあるものであるので、もう少し考えて みると、会食にあたってNACのTさんが負担された金額が記録に よると10万5,300円。参加者で頭割りすると、9,527円 になるとこれは被請求者市長側が言っている。さらに市長は会費は 払っていない。これは間違いない。ただ一方で嬉野茶が9,320

円相当で持参をした。これが対価的にはおおむねつり合っている。 そういう弁明があっている。嬉野茶を本当に買ったかどうか裁判レ ベルで示されるかというのはともかくとして、おそらく持って行っ たと、それから、金額的にもそこそこする金額。そうなると、対価 として全く均衡していなくても、これは受けた食べ物とかサービス 代としてはそこまで社会通念上相当と認められる程度を超えた提供 であったかというと、そこはそうではないんじゃないかと思う。ま た、繰り返しというのは、事実上やはりない。もう一つ請求者側が 問題視している東京ベイコート倶楽部の客室購入権、利用権、これ が2,000万円あるいは1,710万円なのか、ここはちょっと 争いがあるが、これを供応の母数として入れるのはできないのでは ないのかと私は思うが。理由としては、それを認めてしまうと、仮 に市長がどなたかの豪華な自宅に招かれただけでも供応接待になっ てしまうので、やはり単純にそこをコストとしては入れられないの かなと思う。もう少し言うと、この時どういう振る舞いをしていた かというのも厳密な供応接待にはあたらないということ、どういう 扱われ方というか、皆さんがどういう風にみられたかが一つのポイ ントだと思う。特に今回画像(写真)が外に出ている。これが一つ のきっかけでこういう政倫審が開かれたという経緯があるので、や はり画像をよく見ると、確かに市の職員がシャンパングラスを手に 気泡風呂に入ったり、バスローブでお酒を飲んでいたり、あるいは 会員制のホテルに泊まってしまっている、これは一般の市民からす ると、ちょっとやり過ぎではないかという印象を受けるのは、私も 否定できないが、それと市長の振る舞いを同列には論じられないの ではないのかと思う、市長としては、少なくとも疎明資料から出て いるのは、泡風呂の泡を手のひらに乗せて泡を吹いている。この程 度では、先ほどの市長の話から、はめを外すようなおもてなしを受 けていたということも言えないのではないかとも考えられる。結論 としては、委員の方々と同じになるかも分からないが、社会通念上 度を超えた程度もそうだが、供応接待とまでは言えないという風に 私は判断しました。

議長

何か言っておきたいこととか、私の意見に対して何かないか。

委員

感想ですが、私も会長と同じ捕らえ方であるが、会長の方から客 観的な疎明資料に基づいて詳細な事実の認定を説得のあるお話があ り、正にそのとおりという風にと私も思う。

議長

他にご意見はないか。

あと、この場で申し上げるのか分からないが、斉藤教授の法令解 釈のご意見がこちらの審査会とは若干ずれてるところも確かにある が、斉藤先生のご理解を前提としたとしても今回は条例に反してい ないんじゃないかと考えている。まず嬉野市政治倫理条例の第4条 第1項1号、これは要するに市民の代表者としての信用失墜行為、 これを禁止している。要するに利害関係者からの利益供与だと思う ので、こちらの政倫審で話した内容とかなり重複するが、先ほど私 が申し上げた会合での振る舞い、それを見た市民からどう映るかと いうことがポイントだと思う。市の職員がどうだったのかというこ とは、この場では申し上げられないが、市長としては、泡風呂の泡 を吹いていたという事だけで、何かそれ以上のやまし行為をしてい るのではないかという疑惑までは私の方では感じるところは無かっ た。もう一つ、条例第4条第1項2号、これは市長も議員も含めて、 「市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位 を利用していかなる金品も授受してはならない。」と定められてお り、ここで、斉藤先生は、地位利用というのは相手側が市長の地位 や肩書きを利用しつつ、これを利用する意図があって、なおかつ、 これを市長も認識している。つまり相互利用としている。相互利用 というのはそれも認識しているというのが必要になってくるが、今 まで利害関係者の事実認定とも重なるが、市長としての認識として は自分が利用されていることが分かった上でそこに訪れたとは言え ないだろうと感じている。だから、もてなす側も利害関係者に当た らないだけではなくて、おもてなしというか、呼ばれた市長として も自分の地位が不正に利用されるとの認識を持ったんだというふう には言えない。そういった意味で斉藤意見を前提として条例を解釈 する場合にも、私としては当たらないと考えている。 他に意見があればお願いする。

議長

いかがか。そうすると、委員の意見は出尽くしたというふうに考 えてよいか。

今まで委員から出た意見をもとに、最終的に本審査会としての結論を出さなければいけないので、嬉野市政治倫理条例第4条、具体的には1項の1号及び2号、これの該当性判断としてはいずれも当たらないというふうに判断するが、よろしいか。ご異論はないか。

続いて条例の11条の規定に基づく説明会開催請求についてはどうか。委員ご意見はないか。

委員

そもそも説明会というのは、斉藤先生の見解に従うと、犯罪を犯 しつつなおいすわるような場合に、これこそ政治倫理ですが、説明 をして下さいとなる。本件はそもそも政治倫理条例違反にあたらないので当然用件は含まれないというふうになろうかと思う。

議長

委員、ご意見はないか。

委員

委員と全く一緒である。条例の第11条であるが、市長等又は議員が第4条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、こういう要件で説明会を開催を求めることがてきますよとあり、4条の違反にはあたらないと認められれば説明会の開催は必要ないかと思う。

議長

委員、お願いします。

委員

私も委員、委員と同じで、11条の開催請求は、4条で基準違反 があたらない場合は、開催する必要がないのかなと思う。

委員

委員が言われたことと同じであるが、市長にはこのことについて、 議会等で議員の質問において説明する機会が与えられるから、私は 市長にお願いしたとおり、議会運営とか執行部の今回3月議会で 我々が知りたがっている違反にあたらないという意見も、会食に行ったことは事実であり、セグウェイの視察に行ったときに職員以外 の者を同行させたということは事実であるから、そこらあたりについては議会の方で、議員さんの方から質問して頂ければいいのでは ないか、それで市民の方々がわかるのではないかと思う。審査会と しては、説明会の開催はいらない、できないと思っている。

議長

私の方も、今までの議論をもとにすると説明会会請求については、 適当と認めないと判断しました。

最後になるが、請求者の方から斉藤先生の意見陳述についての要望があっているが、これについては不要と判断するがよろしいか。

全委員

はい。

議長

私も、法律的な鑑定意見として今まで複数頂いているのはこちらの判断で基礎としているところもあるので、それで十分と判断している。

では当委員会の取りまとめと調査報告書の原案については、会長の私にご一任でよろしいか。

	1	
	全委員	はい。
	議長	次回に原案を提出するので、御審議いただければと考えている。 それでは、本日の審議については終わりたいと思う。最後に事務局 から本日のまとめをお願いする。
	事務局	本日、慎重審議していただいた。まず最初に市長の質疑応答を行っていただいた。その後、政治倫理に違反するかどうかの議論をしていただいている。本日は、最終的に政治倫理違反と説明会開催についての大まかな結論はしていただいたと思う。調査報告書の原案は会長の方にご一任いただくということで決定したと思っている。まとめについては以上となる。
	議長	次回の審査会の日程についてお願いする。
	事務局	次回の審査会は2月の20日水曜日に開催したいと思うが、委員 の皆様のご都合はいかがか。
	全委員	結構です。
	事務局	それでは、次回は2月20日水曜日、時間は午後開催とするが、 時間や場所については追ってご連絡させていただきたいと思うので よろしくお願いする。
	議長	最後に他に何かご意見はないか。 無いようですので以上で本日の審議はすべて終わりました。ご協力ありがとうございます。
その他		

			所管課	総務課	
議題	2. 議事 (4) その他				
内 容		嬉野市政治倫理条例施行規則第4条第1項の規定により、吉田会長が議長となり、下記審議経過のとおり、次回開催日程等の調整がなされた。			
	議長	その他委員や事務局だ	から何かあり	りませんか。	
	事務局	次回の審査会は、2 すが、委員の皆様の御 審査会を開催する要	月 2 0 日水 都合はいか 件を満たす	ていただきたいと思います。 曜日の午後に開催したいと思いま がでしょうか。 ようなので、次回は2月20日水 会時間や場所については追って連	
審議経過	議長	他に何かないか。 以上で本日の審議は いました。	すべて終わ	りました。ご協力ありがとうござ	
その他					

			所管課	総務課
議題	4. 開会			
内 容	事務局より開会を行った。			
審議経過	事務局	ざいました。		議を行っていただきありがとうごただきありがとうございました。
その他				